

【質問】

病気がよくなりないので、医療費を払いたくありません。

【回答】

「医療契約」は、病気を診察し治療することで、治癒することまでは含まれていません。

医療機関で診療を受けることは「医療契約（準委任契約）」にあたります。「医療契約」は、病気を診察し治療することで、治癒することまでは含まれていません。そのため、病気が治らないからといって支払い義務が免除されるものではありません。